

告示第168号

宮代町普通財産一般競争入札に関する公告

宮代町普通財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 4年 8月 4日

宮代町長 新井 康之



### 1 入札物件

土地の所在地	地目 (現況)	地積(m <sup>2</sup> ) (実測)	備考
南埼玉郡宮代町道佛一丁目100番	宅地 (宅地)	57.29 (57.29)	

2 最低売却価格 1,980,000円

### 3 入札参加資格

次の各号に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 本町職員
- (4) 次のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者及びその代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ① 町との履行契約に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 町が行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が町と契約を締結すること又は町との契約者が履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由なくして、町との契約を履行しなかった者
  - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (5) 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする者

### 4 入札参加申込み

入札参加希望者は、町指定の入札参加申込書に所定の事項を記入押印し、添付書類を添えて、直接持参すること。

- (1) 受付期間：令和4年8月 4日(木) から令和4年8月18日(木) まで

※土、日曜日、祝日を除く。

午前9時～午後5時 ※正午～午後1時を除く。

(2) 受付場所：町役場 企画財政課 管財担当

(3) 提出書類

① 普通財産一般競争入札参加申込書（様式第1号）

② 添付書類（発行後3ヶ月以内のもの）

個人の場合 住民票、印鑑登録証明書、誓約書（様式第2号）

法人の場合 法人登記簿謄本、代表者事項証明書

#### 5 入札及び開札の日時等

(1) 入札 令和4年9月1日(木) 午後2時

(2) 開札 入札締め切り後、直ちに開札する。

(3) 場所 宮代町役場 203会議室

#### 6 入札保証金

入札者は、買受希望金額の100分の5以上の入札保証金を入札執行前までに納付すること。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

#### 7 入札の無効

次の各号に掲げる入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

① 入札者の押印のない入札書による入札

② 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

③ 押印された印影が明らかでない入札書による入札

④ 入札に参加する資格のない者がした入札

⑤ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

⑥ 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

⑦ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

⑧ 他人の代理を兼ねた者がした入札

⑨ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

⑩ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

⑪ 普通財産一般競争入札参加申込書及び誓約書を町長の指定する期日までに提出しない者がした入札

⑫ 入札に関し虚偽等の不正行為を行った者がした入札

⑬ その他公告に示す事項に反した者がした入札

#### 8 落札者の決定

落札者は、有効な入札を行った者のうち、町が定めた最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札した者とする。

## 9 契約保証金

落札者は、売買契約にあたり、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。

## 10 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が町の指定した期限内に売買契約を締結しないときは、落札者の入札保証金は、町に帰属するものとする。

## 11 契約の締結及び売買代金の支払い方法

落札者は、町の定めた土地売買契約書により契約を締結し、締結から30日以内に町が発行する納入通知書により町指定金融機関等に納入するものとする。

## 12 契約上の特約

### (1) 用途等の制限

- ① 売払い物件を契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。
- ② 売払い物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
- ③ 売払い物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記の特約を承継させるものとする。
- ④ 売払い物件を第三者に使用させる場合には、上記の特約を書面によって承継させるものとする。

### (2) 実地調査等

町が必要があると認めるときは、質問し、立入調査を行い、帳簿、書類、その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとし、正当な理由なく調査等を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

### (3) 違約金

用途等の制限に違反した場合は売買代金の3割、実地調査等に違反した場合は売買代金の1割を違約金として町に支払わなければならない。

### (4) 瑕疵担保責任

売払い物件に数量の不足その他隠れた瑕疵があっても、町はその責めを負わないものとする。

### (5) 契約の解除

次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 納入期日までに売買代金を完納しないとき。
- ② この契約に違反したとき。

③ 偽りその他不正な行為があったとき。